議案第２５号

守谷市水道事業給水条例の一部を改正する条例

守谷市水道事業給水条例（平成１０年守谷町条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第２８条中「指定代理納付者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２第６項」を「指定納付受託者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項」に改める。

第３２条第２項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に，「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

附　則

この条例は，令和６年４月１日から施行する。

令和　６　年　３　月１１日　提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　原案　決

議 案	頁 数
２５号	1

提案理由（議案第２５号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、令和５年５月１９日の国会で、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されるため、水道法が一部改正され、令和６年４月１日付けで施行されることから、法改正にあわせて条例の一部を改正するものです。

また、地方自治法の一部改正に伴い、既存の引用条項にずれが生じるため、所要の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
２５号	2

守谷市水道事業給水条例新旧対照表

改　　正	現　　行
（給水装置の新設等の申込み） 第５条　給水装置を新設，改造，修繕（水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）第１６条の２第３項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は，市長の定めるところにより，あらかじめ市長に申し込み，その承認を受けなければならない。 ２　（略） （料金の徴収方法） 第２８条　料金は，納入通知書，口座振替又は指定納付受託者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項の規定による指定をした者をいう。）による納付の方法により隔月徴収する。ただし，市長が必要と認めるときは，この限りでない。 （給水装置の基準違反に対する措置） 第３２条　（略） ２　市長は，水の供給を受ける者の給水装置が，指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは，その者の給水契約の申込みを拒み，又はその者に対する給水を停止することができる。ただし，法第１６条の２第３項の国土交通省令で定める給	（給水装置の新設等の申込み） 第５条　給水装置を新設，改造，修繕（水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）第１６条の２第３項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は，市長の定めるところにより，あらかじめ市長に申し込み，その承認を受けなければならない。 ２　（略） （料金の徴収方法） 第２８条　料金は，納入通知書，口座振替又は指定代理納付者（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２第６項　　の規定による指定をした者をいう。）による納付の方法により隔月徴収する。ただし，市長が必要と認めるときは，この限りでない。 （給水装置の基準違反に対する措置） 第３２条　（略） ２　市長は，水の供給を受ける者の給水装置が，指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは，その者の給水契約の申込みを拒み，又はその者に対する給水を停止することができる。ただし，法第１６条の２第３項の厚生労働省令で定める給

参考資料

水装置の軽微の変更であるとき，又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは，この限りでない　。	水装置の軽微の変更であるとき，又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは，この限りではない。